

不燃・大型ごみを出す日

- ◇資源ごみ
2日(第1火曜日)
 - ◇小型プラスチックごみ
9日(第2火曜日)
30日(第5火曜日)
 - ◇燃えないごみ
16日(第3火曜日)
 - ◇燃えない大型ごみ
23日(第4火曜日)
- ☆スプレー缶、卓上カセットボンベ等は必ず中身を使い切ってから穴をあけ、資源ごみとして出してください。
☆ライターは中身を使い切り、ガスを抜いてから燃えないごみとして出してください。

御坊広域清掃センター「直接持込」

- ◇平日
8:30~16:20
・当日に「許可証」発行
・許可証発行受付は16時まで
- ◇休日【3月21日(日)】
8:00~11:30
・1週間前から「許可証」発行
※許可証は市役所で発行します。

野焼きの禁止について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、ごみをドラム缶や簡易な焼却炉で屋外焼却(野焼き)することは禁止されています。悪質な場合は罰則が与えられることもありますので、注意してください。

例外的に農業や風俗慣習等の行事等に伴うものに関し、野焼きが認められる場合もありますが、ごみを焼却することは禁止であり、苦情があった場合は指導の対象となります。

※ごみは市の指定袋に入れ分別を徹底し、指定の場所に出すようにしましょう。

環境衛生課

☎0738-23-5506

御坊広域清掃センターへのごみの搬入方法が変わります

これまで、御坊広域清掃センターへのごみの搬入の際には、市役所へごみを積んで持込許可証を取りに来ていたいただいておりますが、令和3年4月1日から、事前に搬入許可申請書を記入したうえで、直接清掃センターに持ち込んでいただくこととなります。(ごみの搬入には、搬入許可申請書の他に身分証明書(運転免許書等)が必要です。)

搬入許可申請書は、市役所・御坊広域行政事務組合のHP及び市役所・御坊広域清掃センターの窓口で入手することができます。

さらに、手数料と受付時間が一部変更となります。

手数料
一般個人
10kgにつき30円+消費税

事業系

10kgにつき100円+消費税
※一般個人でも最大積載量1.5t以上の車両での搬入は事業系の扱いとなります。

受付時間

平日 8時~11時45分
12時45分~16時
日曜日(月に一度)
8時~11時30分
(一般個人のみ)

※令和3年3月31日までは今まで通り市役所へごみを積んで持込許可証を取りに来てください。

問 環境衛生課

☎0738・23・5506
御坊広域清掃センター
☎0738・29・3030

御坊税務署からのお知らせ(確定申告・納付期限の延長)

令和2年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が4月15日(木)まで延長されました。

申告期限の延長に伴い、御坊税務署内の確定申告会場の開設期間も4月15日(木)まで延長します。

なお、市役所税務課の申告相談及び確定申告の受付は、3月15日(月)12時までとなっております。延長は行いません。

問 御坊税務署

☎0738・22・0695
市役所税務課課税係
☎0738・23・5504

知っていますか?

「就学援助制度」

経済的な理由で、小・中学校に就学させることが困難な児童(生徒)の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費などの就学にかかる費用の一部を援助する制度があります。

ただし、就学援助制度の認定を受けるためには、保護者の方の所得などについて一定の基準があります。

就学援助制度の利用を希望する方は、児童(生徒)が通学している各学校にご相談ください。

問 教育委員会 教育総務課

☎0738・23・5525



部落差別のない社会の実現を目指して

本市では、市民の皆様とともに、これまで同和問題の解決に全力をあげて取り組んでまいりました。しかしながら、今年度になってからも、市内で差別的な落書きが発見されたり、差別発言がされるといった事象が発生しています。さらに、全国的にもインターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為も発生しています。これらの行為は、決して許されるものではありません。

私たち一人ひとりが同和問題について正しく理解し、部落差別の解消に取り組む、「差別をしない、差別を許さない」という意識を高めていきましょう。

問 社会福祉課

人権・男女共同参画推進室
☎0738・23・5508